

【議事 1】

令和 6 年度 九十九里町地域公共交通会議 事業報告

■九十九里町地域公共交通会議事業

開催日	審 議 事 項
令和 6 年 4 月 第 1 回会議 (書面開催)	(1) 会長の選任について
令和 6 年 6 月 2 5 日 第 2 回会議	(1) 令和 5 年度公共交通実証実験 (タクシー利用助成) 利用実績について (2) 地域公共交通確保維持改善事業等の検討について (3) 令和 7 年度 (令和 6 年 1 0 月-令和 7 年 9 月) 地域幹線系統確保維持事業について (4) 九十九里町公共交通実証実験タクシー利用助成の拡充について
令和 6 年 1 1 月 8 日 第 3 回会議	(1) 会長・副会長の選任について (2) タクシー利用助成の他地区への適用について (3) 通学バス利用の促進について

令和6年度 九十九里町地域公共交通会議 収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

科 目	予算額	収入済額	比 較	備 考
1. 補助金	376,000	73,652	△302,348	町補助金 73,652
2. 繰越金	0	0	0	
3. 諸収入	0	0	0	
合 計	376,000	73,652	△302,348	

【支出の部】

(単位：円)

科 目	予算額	支出済額	比 較	備 考
1. 運営費	376,000	73,652	△302,348	
1-1. 会議費	355,000	61,980	△293,020	委員報酬
1-2. 事務費	21,000	11,672	△9,328	通信費
2. 事業費	0	0	0	
3. 予備費	0	0	0	
合 計	376,000	73,652	△302,348	

令和7年6月24日

九十九里町地域公共交通会議

監 査 報 告 書

令和6年度九十九里町地域公共交通会議収支決算について、関係帳簿、書類等を審査したところ、その内容は正確であり、事務処理も適正であると認めた。

以上について、九十九里町地域公共交通会議設置要綱第14条の規定により報告する。

令和7年 6 月 24 日

監査委員

中村正浩

監査委員

鶴岡正美

【議事 2】

令和 7 年度 九十九里町地域公共交通会議 事業計画（案）

地域の実情に即した持続可能な公共交通網の実現に向けた公共交通施策を公共交通事業者と連携した上で、九十九里町地域公共交通計画に記載されている「今後の取り組みのスケジュール」の具体策を検討し、予算要求を行う。

また、公共交通実証実験の利用実績を集計し分析を行い、今後のあり方について検討する。計画の評価・検証を行い進捗状況の確認を行う。

開催予定時期	予定議題
令和 7 年 6 月第 1 回会議	(1) 令和 6 年度事業報告・決算報告について (令和 6 年度九十九里町地域公共交通会議会計監査報告) (2) 令和 7 年度事業計画(案)・予算(案)について (3) 地域幹線系統確保維持事業について 1 令和 8 年度(令和 7 年 10 月-令和 8 年 9 月)地域幹線系統確保 維持事業について 2 令和 7 年度(令和 6 年 10 月-令和 7 年 9 月)地域幹線系統確保 維持事業の変更について (4) タクシー利用助成事業及びバス通学定期運賃補助事業の利用状況 について
令和 8 年 3 月予定 会議	(1) 令和 8 年度事業報告・決算報告(案) について (2) 次年度事業計画について

※上記の他に 2 回程度、九十九里町地域公共交通会議の開催を予定

令和7年度 九十九里町地域公共交通会議 収支予算書（案）

【収入の部】

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1. 補助金	318,000	376,000	△58,000	町補助金
2. 繰越金	0	0	0	
3. 諸収入	0	0	0	
合 計	318,000	376,000	△58,000	

【支出の部】

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1. 運営費	318,000	376,000	△58,000	
1-1. 会議費	300,000	355,000	△55,000	委員報酬
1-2. 事務費	18,000	21,000	△3,000	通信費
2. 事業費	0	0	0	
3. 予備費	0	0	0	
合 計	318,000	376,000	△58,000	

令和7年6月24日

九十九里町地域公共交通会議

【議事 3】 地域幹線系統確保維持事業について

※地域幹線系統確保維持事業の概要について

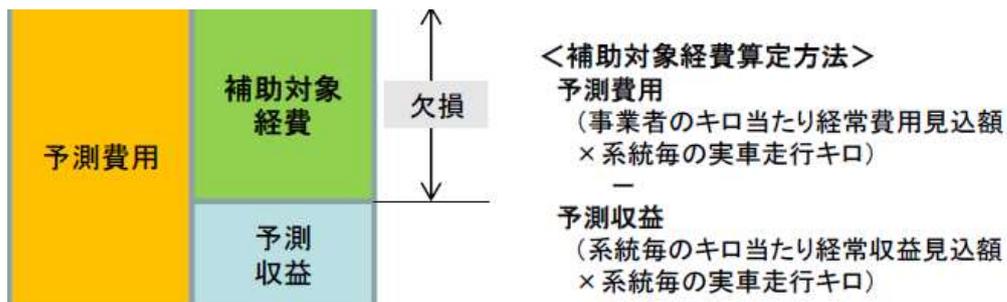
1. 補助制度について

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域幹線系統のバスの運行を国・県が補助する制度。

2. 国庫補助を受けるにあたり、以下が必須条件

- (1) 各市町村の地域公共交通計画を策定し、支援対象バス路線を維持するための取組を位置付けること（資料 3-1）
- (2) 毎年度 6 月末までに各市町村の地域公共交通会議等で支援対象バス路線を維持するための取組具体的な取組を協議すること

3. 補助金について



(1) 補助率 1/2（国補助） 1/2（県補助）

(2) 要件

- ・ 複数市町村にまたがる系統であること
- ・ 1日当たりの計画運行回数が3回以上であること
- ・ 輸送量が15人～150人/日と見込まれること
- ・ 経常赤字が見込まれること
- ・ 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

《国の地域公共交通確保維持事業（幹線補助）について》

小湊鐵道の大網サンライズ九十九里線は、鉄道駅（JR 大網駅）に接続するとともに、本町と大網白里市をつなぎ、日常生活における移動を確保するとともに、サンライズ九十九里への観光の移動を確保しています。

九十九里鐵道の片貝循環豊海線は、鉄道駅（JR 東金駅）に接続するとともに、本町と東金市をつなぎ、日常生活における移動を確保するとともに、九十九里浜への観光の移動を確保しています。

いずれの路線も、地域間の幹線として、本町の公共交通ネットワークを構成する上で特に重要な役割を担っています。一方で、事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）により運行を確保・維持する必要があります。

系統	起点	経由地	終点	運行形態	取組みの主体	補助事業の活用
小湊鐵道 大網サンライズ九十九里線	大網駅	白里海岸	サンライズ九十九里	路線定期運行	小湊鐵道 (運行主体) 九十九里町 大網白里市	幹線補助
九十九里鐵道 片貝循環 豊海線	東金駅西口	家徳・幸田 家徳・サンピア サンピア・幸田	東金駅西口		九十九里鐵道 (運行主体) 九十九里町 東金市	

※支援対象バス路線を維持するために個別施策として、「九十九里町地域公共交通計画」（令和6年2月）に位置付けている。

【議事 3 - 1】 令和 8 年度(令和 7 年 1 0 月-令和 8 年 9 月)地域幹線系統確保維持事業について

令和 8 年度九十九里町地域公共交通計画別紙 (別表)

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業 (生産性向上の取組を含む)		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	九十九里鉄道株式会社	片貝循環 豊海線	東金駅西口・東金 駅西口(家徳・幸 田) 東金駅西口・東金 駅西口(家徳・サ ンピア) 東金駅西口・東金 駅西口(サンピ ア・幸田)	・東金駅への通勤通 学並びに東金高校、 東金商業高校、九十 九里高校、東金学芸 高校までの交通手段 ・観光客、買い物客、 医療機関、金融機関 等の交通手段	・令和 7 年度と比較して 収支率 1 % 以上改善	ダイヤ改正により、千葉行急行乗合 バスへの乗継利便性を高める。	令和 8 年 3 月	九十九里鉄道株式 会社
						ダイヤ改正により、東金駅での電車 への利便性を高める。	令和 8 年 3 月	九十九里鉄道株式 会社
						バス事業者と関係市町が連携し、広 報誌や HP・SNS 等で PR し、利用者の 増加を図る。	令和 7 年 1 0 月 1 日～	東金市、九十九里 町、九十九里鉄道 株式会社
						バスの認知度向上及びバス利用の促 進を図るため、時刻表や路線図の配 付等を実施する。	令和 7 年 1 0 月 1 日～	東金市、九十九里 町、九十九里鉄道 株式会社
						通学定期を利用して乗車する学生の 定期購入代金を補助することで、利 用者の負担を軽減し利用者数の増加 を図る。	令和 7 年 1 0 月 1 日～	九十九里町、九十 九里鉄道株式会社
						フィーダー交通としてタクシーに対 し利用助成を行い、バスの利用促進 を図る。(高齢者)	令和 7 年 1 0 月 1 日～	九十九里町

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
2	小湊鉄道株式会社	大網駅・サンライズ九十九里線	大網駅・サンライズ九十九里（白里海岸）	<ul style="list-style-type: none"> 沿線住民の JR 大網駅や大網市街地のショッピングセンター、医療機関、金融機関等を利用する移動手段 大網白里特別支援学校、大網高校への通学 通勤・通学のための大網駅までの交通手段 観光客（白里海岸、サンライズ九十九里等）の交通手段 	令和7年度と比較して収支率1%以上改善	J Rとの接続時刻を考慮したダイヤの見直しについて関係者で協議する。	令和8年度以降	小湊鉄道株式会社
						白里地区コミュニティバスと路線バスの共存のため、両路線間での乗継割引を周知し、この取組を通じて幹線との相乗効果を図る。	令和7年10月1日～	大網白里市
						通学定期を利用して乗車する学生の定期購入代金を補助することで、利用者の負担を軽減し利用者数の増加を図る。	令和7年10月1日～	大網白里市 九十九里町
						関係市町の広報紙や HP・SNS 等にて利用促進の PR・情報発信を行い、利用者の増加を図る。	令和7年10月以降	大網白里市、九十九里町、小湊鉄道株式会社
						フィーダー交通としてタクシーに対し利用助成を行い、バスの利用促進を図る。（高齢者）	令和7年10月1日～	九十九里町

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する国庫補助額 (千円)	特例措置
九十九里町	小湊鉄道株式会社	(1) 大網サンライズ九十九里線	4044.5	
	九十九里鉄道株式会社	(2) 片貝循環線	1,227.5	
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			5,272	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

【議事 3 - 2】 令和 7 年度(令和 6 年 1 0 月-令和 7 年 9 月)地域幹線系統確保維持事業の変更について (資料 3 - 3)

令和 6 年度第 2 回九十九里町地域公共交通会議(令和 6 年 6 月 2 5 日)にて承認いただいた令和 7 年度(令和 6 年 1 0 月-令和 7 年 9 月)事業計画(小湊鐵道大網サンライズ九十九里)の運行で活用している、地域幹線系統確保維持事業補助金に係る部分について、下記のとおり変更がありました。

変更点

1 変更内容

内 容	理 由	実施時期
運賃の変更	人件費や燃料費をはじめとした輸送コストの上昇などに対応するため(一部の区間を除き、概ね 1 0 ~ 2 0 円程度の値上げ)	令和 7 . 3 . 1

2 変更による影響

影響箇所	変更前	変更後	比較
1 運行当たりの乗車密度 (平均乗車密度)	3 . 6 人	3 . 1 人	△ 0 . 5 人
1 日当たりの輸送量	4 6 . 8 人	4 0 . 3 人	△ 6 . 8 人
国補助金	3 , 6 6 2 (千円)	3 , 2 5 5 (千円)	△ 4 0 7 (千円)
県補助金	3 , 6 6 2 (千円)	3 , 2 5 5 (千円)	△ 4 0 7 (千円)

運賃の値上げにより、1 運行当たりの乗車密度及び 1 日当たりの輸送量については、減少する。

これにより、補助対象経費が減少し国及び県の補助金についても減額となる。

【議事 4】 タクシー利用助成事業及びバス通学定期運賃補助事業の利用状況について

1 タクシー利用助成事業制度の概要

(1) タクシー利用助成事業

対象者：九十九里町在住で下記の要件のどちらかを満たす者

(ア) 基準年 4 月 1 日現在で、75 歳以上の者（本人に限る）。

(イ) 基準年 4 月 1 日現在で、65 歳以上の者で運転免許証を自主返納した者。

※いずれの場合も同居のご家族がいても対象

助成内容：対象者 1 人につき 1 枚 500 円のタクシー利用助成券を、年 48 枚交付
(年間 24,000 円)

利用できる区間：九十九里町内全域及び下記一部指定箇所

(ア) トウズ成東店

(イ) エービン成東本須賀店

(ウ) セブンイレブン成東本須賀店

利用方法：

(ア) 有限会社片貝タクシーでの利用に限る

(イ) 年間配布枚数の限りで使用上限なし

(ウ) 2 人以上のグループでも、それぞれ使用可能

(エ) タクシー利用助成券の譲渡禁止

制度の経緯

令和 3 年 10 月 実証実験開始

令和 4 年 10 月 補助額の増額 年間 12,000 円 → 年間 24,000 円

令和 6 年 8 月 利用制限の撤廃 1 回の乗車で 2 枚までの利用 → 制限なし

令和 7 年 4 月 対象地域の拡大 (九十九里町全域)

2 タクシー利用助成事業の申請状況について（令和7年6月20日現在）

4月 218人/3,536人（6%）

5月 72人/3,536人（2%）

6月 38人/3,536人（1%）

合計 328人/3,536人（9%）

地区	対象者実数	申請者数	申請率
作田地区	681人	91人	12%
片貝地区	1,198人	111人	8%
豊海地区	1,657人	126人	7%
全体	3,536人	328人	9%

3 タクシー利用助成事業の利用状況について（令和7年5月24日現在）

4月 34人/218人（16%）

5月 71人/290人（24%）

地区	利用者数	利用率	病院	買い物	その他
作田地区	32人	35%	28%	44%	28%
片貝地区	27人	24%	32%	58%	10%
豊海地区	22人	17%	38%	42%	20%
全体	81人	25%	32%	48%	16%

4月合計利用枚数 237枚（500円×237枚）＝利用金額 **118,500円**

5月合計利用枚数 909枚（500円×909枚）＝利用金額 **454,500円**

2 バス通学定期運賃補助事業の概要

(1) バス通学定期運賃補助事業

対象者：下記のア～ウのすべて要件を満たす方

(ア) 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（小学部除く）、大学、専門学校および専修学校に在籍している方

(イ) 九十九里町内に住所を有する方

(ウ) 通学定期券（1カ月、3カ月、6カ月、学期定期）を購入して町内を運行する路線バスなどで通学する方

助成内容：定期券購入費用の2分の1（1年あたり12万円を限度）

補助対象事業者：下記のア～ウのいずれかの事業者

(ア) 九十九里鐵道(株)

(イ) 小湊鐵道(株)

(ウ) 京成バス千葉イースト(株)

(旧ちばフラワーバス(株))

制度の経緯

令和7年4月 バス通学定期運賃補助事業開始

(2) バス通学定期運賃補助事業の利用状況について（令和7年6月20日現在）

	高校	大学	専門学校	計
九十九里鐵道	25人	—	4人	29人
小湊鐵道	2人	4人	—	6人
京成バス千葉イースト	2人	—	—	2人
合計	29人	4人	4人	37人

高校

	九十九里 鐵道	小湊鐵道	京成バス千 葉イースト	合計	合計の（内訳）		
					1年	2年	3年
東金市内	13人	—	—	13人	7人	1人	5人
山武市内	2人	—	1人	3人	2人	—	1人
茂原市内	3人	—	—	3人	2人	1人	—
千葉市内	3人	—	—	3人	—	2人	1人
大網市内	2人	1人	—	3人	1人	1人	1人
匝瑳市内	1人	—	1人	2人	—	2人	—
市原市内	1人	—	—	1人	—	—	1人
八街市内	—	1人	—	1人	1人	—	—
合計	25人	2人	2人	29人	13人	7人	9人

大学

	九十九里 鐵道	小湊鐵道	京成バス千 葉イースト	合計	合計の（内訳）			
					1年	2年	3年	4年
東京都品川区	—	1人	—	1人	—	1人	—	—
東京都豊島区	—	1人	—	1人	—	1人	—	—
千葉市内	—	1人	—	1人	—	1人	—	—
船橋市内	—	1人	—	1人	—	—	1人	—
合計	—	4人	—	4人	—	3人	1人	—

専門学校

	九十九里 鐵道	小湊鐵道	京成バス千 葉イースト	合計	合計の（内訳）			
					1年	2年	3年	4年
千葉市内	4人	—	—	4人	2人	2人	—	—
合計	4人	—	—	4人	2人	2人	—	—